

## 既存配置販売業に関する改正薬事法の自己点検表

下記の表の該当する販売業に○印を付け、チェック欄にチェック内容を実施している場合は○印、実施していない場合は×印を記入する。チェックした日付も記入すること。この自己点検は、定期的に行うものとする。【区域管理者・業務を行う体制・資質向上研修実施については配置販売業者がチェックして下さい。】

既存配置販売業者名又は区域管理者名

---

チェック項目	チェック内容	月	月	月	月	月	月	月
		日	日	日	日	日	日	日
1、陳列	・配置箱の中で、第1類、第2類、第3類医薬品をリスク区分ごとに混在させないように配置している。							
	・配置する医薬品の販売名と区分が対比できるような文書(置高表など)を添えている。							
2、身分証明書	・配置業務に於いて身分証明書を着用している。							
3、情報提供	・第1類医薬品は薬剤師が「書面を用いて」対面で情報提供している。(取扱いがない時はチェック不要)							
	・第2類医薬品は薬剤師又は配置員が必要な情報提供を対面で行っている。							
	・顧客からの相談に対して、第1類医薬品は薬剤師が、第2類・第3類医薬品は薬剤師又は配置員が応需している。							
	・配置販売業の管理と運営及び医薬品販売制度に関する事項を記載した書面を交付している。							
4、取扱品目	・配置販売品目指定基準の範囲内の医薬品を配置している。							
5、区域管理者	・区域管理者は常勤で、営業時間中は常時、その区域を直接管理している。(これができない場合は代行者を指定してその区域を管理させている。)							
6、資質向上研修実施	・年30時間以上の研修を受講して常に資質の向上に努めている。							